

平成21年経済センサス-基礎調査の概要

1 調査の目的

「平成21年経済センサス-基礎調査」は、我が国の全ての事業所及び企業を対象として、経済活動の状態を調査し、すべての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域的に明らかにするとともに、行政施策のための基礎資料並びに各種統計調査実施のための母集団情報を得ることを目的として実施されたものです。

2 調査の沿革

近年の経済構造の変化等に対応するため、政府全体として取りまとめられた「経済財政運営と構造改革に関する方針（いわゆる「骨太の方針」）2005」（平成17年6月閣議決定）において経済センサスの実施が提言されました。

これを受けて、経済に関連した大規模統計調査の統廃合、簡素・合理化を行い、統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計である経済構造統計を作成するための調査として、平成21年に第1回目を実施しました。

また、事業所・企業統計調査（平成18年まで実施）は経済センサスに統合されました。

3 調査期日

平成21年7月1日現在

4 調査の対象及び調査の単位

調査日現在で国内に所在する、農林漁家に属する個人経営の事業所、家事サービス業及び外国公務に属する事業所を除くすべての事業所が調査の対象となりました。

また調査の単位は、経営者ごとに及び事業が行われている場所ごとに1事業所とし、複数の営業拠点を持つ事業所及び企業は、その場所ごとで調査を実施しました。

【参考】調査対象外とした事業所の産業分類

(1) 日本標準産業分類（平成21年総務省告示第175号）の「大分類A－農業、林業」及び「大分類B－漁業」に属する個人経営の事業所（いわゆる農林漁家）。

(2) 日本標準産業分類の「大分類N生活関連サービス業、娯楽業」のうち「中分類79－その他の生活関連サービス業（小分類792 家事サービス業に限る）」及び「大分類R－サービス業のうち「中分類96－外国公務」に属する事業所。

5 調査の方法

調査は甲調査及び乙調査の2種類からなり、対象となる事業所及び企業の規模に応じて、調査員による調査と総務省、都道府県、市町村による調査とに分けて実施しました。

(1) 甲調査

民営の事業所を対象とする全数調査

ア 調査員による調査（調査員の訪問による調査票の配布・回収）

総務大臣－都道府県知事－市町村長－指導員－調査員－調査事業所

イ 市町村による調査（インターネット又は郵送により調査票を送付・回収）

総務大臣－都道府県知事－市町村長－調査事業所

ウ 都道府県による調査（インターネット又は郵送により調査票を送付・回収）

総務大臣－都道府県知事－調査事業所

エ 総務省による調査（インターネット又は郵送により調査票を送付・回収）

総務省－調査事業所

(2) 乙調査

国及び地方公共団体の事業所を対象とした全数調査で、各省庁等の長、地方公共団体の長などを通じて調査を行いました。

6 調査事項

(1) 甲調査

【事業所に関する事項】

- ア 名称
- イ 電話番号
- ウ 所在地
- エ 開設時期
- オ 従業者数
- カ 事業の種類
- キ 業態

【企業に関する事項】

- ア 経営組織
- イ 資本金等の額
- ウ 外国資本比率
- エ 決算月
- オ 持株会社か否か
- カ 親会社の有無
- キ 親会社の名称
- ク 親会社の所在地及び電話番号
- ケ 子会社の有無及び子会社の数
- コ 法人全体の常用雇用者数
- サ 法人全体の主な事業の種類
- シ 国内及び海外の支所等の有無及び支所等の数
- ス 本所の名称
- セ 本所の所在地及び電話番号

(2) 乙調査

- ア 名称
- イ 電話番号
- ウ 所在地
- エ 職員数
- オ 事業の種類
- カ 事業の委託先の名称、電話番号及び所在地